

2024年度

定期総会議案書

日時：2024年7月27日（土）

13:00～14:00

場所：札幌学院大学新札幌キャンパス

北海道高等教育研究所

第1章 今期の総括

I .2023～2024年、国内外情勢と北海道の高等教育

1) 国内外の政治社会情勢

2024年は能登半島地震という災害から始まる年となりました。そしてアメリカに言われるままに岸田政権が打ち出した軍事費の増加を目指した改悪が、着々と準備されつつあります。これは国家財政上GDP1%であった防衛費を2%へ倍増するというとんでもない目標を掲げているため、国民生活全般を一段と圧迫することは日々の生活で明らかになって来ています（インボイス制度導入による零細事業者に対する消費税免税処置の廃止、雇用保険料・介護保険料の値上げ、退職年金・厚生年金・主婦年金制度の改悪等）。また岸田首相は減税と少子化対策を掲げてはいますが、その財源としては公的医療保険の国民負担の1兆円上乗せで乗り切ろうとしています。実質的効果はみられず、選挙目当ての提案と言わざるをえません。

さらにパーティー券を利用した政治（選挙）資金の収集が裏金であることが暴露されています。これは政治資金規正法違反という重大な政治問題です。この結果国民の内閣支持率は20%台前半を推移し、不支持率は58%となっています。これでは解散選挙を打ち出すこともできなくなっています。高等教育に政策に関わってきた、下村元文部科学大臣、荻生田元文部科学大臣、青山元文部科学副大臣、池田元文部科学副大臣などの政治家がこの裏金に関わっていたことは教育問題へも影響を与えるにはすまなくなっています。

以上の国内情勢の背後に、ロシアのウクライナ侵攻の執拗な継続と緊迫する中国、台湾をめぐるアメリカや日本を含む周辺諸国との複雑な諸関係が影響を与えていることは間違いないと思います。中国を仮想敵国として軍事力の増強が図られているからです。2024年度概算要求では前年度の5.6兆円から7.7兆円と2兆円の増額要求となりました。すでに専守防衛ではなく、安保関連3文書で反撃能力として敵基地攻撃能力が明記されています。また2014年に制定された「防衛装備三原則」は防衛装備品の輸出ルールを定め、これまで輸出されていませんでした。しかしこの原則と運用方針を改訂し、相手国が交戦状態に限り輸出を認める方向で検討が進んできています。

以上のことと背景として、大学における軍事研究を促進する動きが加速しています。具体的には防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」が軍事技術への応用可能な基礎研究への助成を行い、これを「デュアル・ユース」の名目で奨励し、これに応じる大学が道内でも出てきています（北海道大学、北見工大）。これらを勧めるため、科学者・研究者を守秘義務で拘束するだけではなく、国民一般をも「経済安保秘密保護法」で拘束することが図られつあり、この面では戦前回帰が一層すすんできているとみて良いのではないでしょうか。

2) 大学をめぐる状況

菅前首相のもとで日本学術会議会員任命拒否問題が生じました。この動きは既に述べた国内外情勢に連動し、すべての大学で軍事研究を推し進め、それに見合うような大学統治機構を構築するためのものであろうことが明白となっています。日本学術会議は内閣総理大臣の所轄下で、政府から独立して職務を遂行する特別の機関として設立されました。政府に対する政策提言を行う機関でもあります。政府が合理的理由もなく、日本学術会議が基準に基づいて選出した会員を任命拒否することはあり得ませんでした。菅首相が行った任命拒否は理由が不明な上、拒否された候補者が政府に批判的見解を有することからの見せしめ的処置と言わざるを得ません。

岸田政権もこの問題を正すどころか、昨年 12 月 23 日に「日本学術会議の法人化に向けて」を発表し、国とは別の法人格を有する組織に変更する方針を打ち出しています。

以下は昨年総会時に向けた報告ですが。これは現在も当てはまりますので、すでに触れた点を除きここに再録します。

「①「選択と集中」の財政政策は、運営費交付金の削減などにより、人件費を削減するための任期付き教員、非正規教職員を増大させた。②高額授業料と奨学生のローン化によって、地域間格差は進展し、進学率は抑制され、我が国の高等教育人口は世界の趨勢から取り残され始めた。③学校教育法、国立大学法人法、私立学校法の改悪、大学設置基準等の改定によって、大学の自治と学問の自由は後退し、教授会自治も学生参加の大学運営も、もはや風前の灯火となってきた。④代わりに、企業経営的ガバナンスが、導入され「稼ぐ大学」を志向する大学トップ（学長、理事長）の流れが加速されてきた。⑤世界の中で、日本のみが「研究力」の低下と衰退が際立つものになってきた。知的基盤社会や知的基盤経済は、かけ声だけで、実態は劣化だけが際立つものになっている。⑥さらに、新国家主義的政策は、安部、菅、岸田政権において強化され、改憲政策が強められてきた。とりわけ安倍内閣による集団的自衛権の閣議決定とその後の追認、産軍学共同の国策的推進（防衛施設庁の軍事研究の公募、経済安保政策、安保三文書改定）は、ロシアのウクライナ侵攻を追い風にして、5 年で 43 兆円の大軍拡予算が計上され、大学の軍事研究が、推奨されるかのような「空気」が醸成されてきた。」

昨年の応募件数は 119 件のうち、北海道大学のものは仮想空間を利用した負傷者のオンライン治療、北見工大のものは荒天などの影響を受けにくい水中の通信技術の研究です。北大では、2016 年度に 1 件の採択に次ぎ、2022 年 9 月 26 日、「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」を役員会で決定することにより、ふたたび軍事研究への応募に踏み出すこととなっています。今回の申請に至る具体的な審査経過は明らかにされていません。

本年 4 月 29 日に東大で開催された緊急シンポジウム「稼げる大学」はどこへいく？アカ

「デミック・キャピタリズム再考」では、以下のことが強調されています。①大学の「選択と集中」、「国際卓越大学」の選出は運営交付金削減政策にもとづく結果であり、大学全体の研究力低下を招いていること、また②学術会議会員の任命拒否に見られる。これらに反対する大学関係者の排除は、軍事研究を推し進めるためのものであることが指摘されるようになっています。そのための手段が大学諸機関への学外者の配置と大学内部機構の再編です。

現在多くの私立大学では、私学法改正を受け、大学組織の改編が進められています。理事会、評議会の構成、役員選出方法はこれまでと異なる大きな変革を迫られています。本年度は国・公立大学での法人設置の在り方と並んで、この面での私立大学の全国的また道内私学の動向を把握することが重要な課題となっています

3) 私大をめぐる動向と道内私学の問題—短大・公立化問題

私大全体をめぐる全体的情勢については、日本私大教連の2024年春闘方針の中で詳しい分析が行われています。文科省は各大学に私立学校法改正にもとづく寄付行為の改正作業に着手することを促しています。このためのパブリックコメントも行われています。申請受付は2024年7月から始まり、今年度内に行わなければならない事になっています。

また今回の私立学校法改正では、学校法人会計基準の根拠となる法律が私学振興法から私立学校法に移行されることになりました。これに合わせて、私大教連は不合理な基本金組み入れ規定の廃止を求め運動し、これに応え文科省も不祥事防止という私学法改正の趣旨を踏まえるとの意向がありました。しかし有識者会議「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」では、私大経営者の意見にもとづき重要な財務情報を隠匿し、法律の趣旨に逆行する方向で検討されていることが判明しています。

今年度私立大学経常経費補助の予算額は、文科省の概算要求95億円に対し、前年比2億円の増加にとどまりました(0.07%の増)。大学運営に不可欠な経常費(基盤経費)を支える一般補助を抑え、選別・淘汰の方向での政策が継続されています。逆に評価にもとづく私立大学改革総合支援事業で、前年同額の112億円(一般補助・特別補助)が盛り込まれました。後者は「経営判断を自ら「経営改革計画」の実現を支援」との名目で、定員割れ学部を募集停止し、定員を削減する法人に出すメニューも含まれています。これは私大の淘汰を進める政策ともなっています

文科省は2023年9月25日に中央教育審議会に「急激に進行する中での将来を見据えた高等教育のありかたについて」諮問しました。①2040年以降の高等教育、②今後の高等教育の適正規模、③国公私の設置者別役割分担、④高等教育を支える支援策、についてです。学費無償化、私大経常経費増額には一切触れられていません。

以上みたように私学法改正は、2023年10月31日に閣議決定された「国立大学法人法の一部を改正する法律案」と同様に、大学法人全体を改悪する内容となっています。

ここ数年の道内私学の定員数・定員割れ・定員充足数の動向、併せて私大の財政問題の概観につきましては、当研究所所報第3号で詳しい分析がなされています。(①市川治著「国

民が求める「地域の私立大学」の現状と課題」、②寺本千名夫「旭川市立大学の開学及び今後の課題」、③間宮正幸「小樽女子短期大学閉校の教訓」。) ①ではここ数年間の道内私大の入学定員充足率と定員割れの状況、各大学財政に見る経営悪化の状況、学費納付金と経常経費補助金の減少)、事業収支差額の赤字化の顕在化が顕著となってきています。②は旭川市の木工・デザイン業界等の支援で実現した市立旭川大学が新学長就任に伴い、これまで目指してきた新学部構想とは違う方向で動きだしたことが分析されています。今後の動向を注視していかなければなりません。③は道内の短大問題が顕著に表れた小樽女子短大の法人経営の問題が整理されています。北星学園大学が 2026 年度に短期大学の募集を停止し、道内の短大はいよいよ函館短期大学、函館大谷短期大学、釧路短期大学、拓殖大学北海道短期大学、國學院大學北海道短期大学部、札幌国際大学短期大学、北翔学園短期大学部光塩短大、武蔵大学短期大学部、公立の旭川大学短期大学部の 9 短期大学（部）となりました。

これまで定員割れを免れてきた札幌圏私大でも、学部によっては定員割れを起こしている大学や、教職員給与削減案が理事会から提起されている大学も出てきています。

II. 研究所の活動

- 1) 第1回 研究セミナー (2023年9月30日、札幌学院大学)
テーマ：「学校法人共育の森学園・小樽短期大学閉校の顛末から学ぶ」
・講師：間宮正幸（学校法人共育の森学園理事長）
- 2) 『ニューズレター』第24号：2023年9月刊行、第25号：準備中
- 3) 全国私大教研集会への参加と報告
第35回全国私大教研に道私大教連・単組、研究所事務局から2名が参加しました。
- 4) 『所報』第3号の刊行 (2024年5月)

III. 研究所組織

1) 2023年の役員体制について

【理事・監事・顧問】

* 代表理事

姉崎洋一（北大名誉教授）、市川治（酪農学園大名誉教授）

* 副代表理事(事務局長)

山口博教（北星学園大名誉教授）

* 理事及び事務局員

光本滋理事（北大）・寺本千名夫理事（専修大学道短大元学長）

* 理事

片山一義（札幌学院大）・湯本誠（札幌学院大）・押谷一（酪農学園大）、浅川満彦（酪農学園大）、清水池義治（北大）、大屋定晴（北海学園大）、酒井春樹（札幌大学名誉教授）、

大坊郁夫（北星学園大学学長）・小林守（元苫小牧駒澤大）、米津直希（南山大学）、大島雅明（全大教北海道）、田中邦明（北海道教育大名誉教授）、黒瀧秀久（東京農業大前教授）
間宮正幸（共育の森学園理事長）

* **監事**

十倉 宏（酪農学園職員）

* **顧問**

小山 修（札幌大名誉教授）・藤永 弘（地域経営未来総合研究所所長、札幌学院大名誉教授）・篠原昌彦（苫小牧駒澤大名誉教授）

* **事務局員**

小松直人（北海道私大教連）

* **研究員** 飯田梅子（札幌大学元准教授）

III. 今期の決算について

1. 北海道高等教育研究所 2023 年度決算書

科 目	2022年度決算	2023年度予算	2023年度決算(案)	備考
繰越金	778,940	1,014,336	1,014,336	
会費(小計)	265,000	245,000	150,500	
個人会員	45,000	45,000	10,500	個人会費
団体会員	220,000	200,000	140,000	私大教連・推進協(計18)、3組合
寄付金	0	0	0	
事業収入	0	0	0	
雑収入	6	5	9	
計	1,043,946	1,259,341	1,164,845	
会議費	14,610	15,000	0	理事会等会議費
事務費	0	0	0	事務用品・作業費
作業費	0	5,000	0	研究作業・活動費
調査費	0	100,000	0	書籍、調査資料等
印刷費	0	220,000	0	資料印刷、案内状等
出張費	0	0	0	教研、調査旅費等
事業費	15,000	80,000	26,660	会場費、講師料等
通信費	0	0	0	送料、切手等
予備費	0	0	0	
次期繰越金	1,014,336	839,341	1,138,185	
計	1,043,946	1,259,341	1,164,845	

[会計監査報告]

本日、北海道高等教育研究所において、2023 年度の研究所の会計決算を監査した結果、帳簿等に異常はなく適正に処理されていることを確認しました。

(監査意見)

別段なし

2024年5月10日

監 査 十倉 宏

IV. 2023年度の主な活動日誌

2023年

9月30日：第1回理事会・総会・研究セミナー

9月30日：『ニュースレター』第24号刊行

12月3日：北海道大学・高専関係者有志アピールの会主催、第7回講演会協賛

京都大学高山佳奈子教授、「日本学術会議の独立性を否定する「改革」問題と
市民一民主主義の仕組みの再構築に向けて」

2024年

1月25日：第3回編集委員会・打ち合わせ会

4月25日：第1回事務局会議

6月：『研究所所報』第3号刊行

第2章 2024年度の方針

はじめにー

新型コロナ感染症は第5類へ移行したことに伴い、社会的関心が低下しています。しかし感染者は引き続き発生しているため、油断することは許されません。このため引き続き、今期も対面会議とオンライン会議双方を組み合わせた取組みをしていくことにします。

岸田政権の選別・淘汰政策のもとで大学設置基準が改悪され、また私学法の改正が行われ、これらを踏まえて各私立大学は大学・学園の寄附行為の改正を今年度中に行わなければならなくなっています。理事会、評議会の構成とその選出方法等、これまで自主的に進めてきた大学自治を維持できるよう一層の努力が求められます。

また何より、前国会では見送られた日本学術会議の改悪（法人化）が策されています。このため大学教育・研究や大学運営は、一層厳しさを増すものと考えられます。

また地方の中小規模私立大学は、岸田政権により、引き続きの選別・淘汰政策による被害が一層増大し、収容定員割れからの経営悪化、大学の教職員の解雇等、労働条件の悪化及び教育の質の低下へという悪循環が避けられない状況となることが考えられます。この中で市立化した旭川大学の経営改革、札幌国際大学の解雇闘争は札幌高裁での和解勧告により一

定の解決を見せましたが、問題がすべて解決したわけではありません。さらに和解に至った北洋大学の詳しい状況、稚内の育英館大学や今年から4年生大学を設置した武蔵女子大学の短期大学、及び存続している他の短期大学（部）の動向等を把握する必要があり、引き続き調査を継続します。

以上、厳しい「大学改革」・地方の大学・私立大学の選別・淘汰政策の攻撃とコロナ禍の残存のもとで、いかに民主的に大学を立て直していくか、大学の存続や高等教育の在り方として検討していくかが、今期も引き続き大きな課題であると考えます。

こうした認識のもと、引き続き北海道の私立大学・短大の存続の意義と役割を明確にするような研究活動を行っていくことにします。

また、国立大学において今進められつつある統合問題や運営交付金の減額、卓越研究制度が持つ問題点の指摘、北大総長解任裁判など、さらには軍事研究の拡大問題、日本学術会議会員候補の6名の任命拒否問題についても引き続き検討し、下記の重点課題も研究対象として取扱っていくことにします。国公立大学研究組織の非民主主義的運営が報道されているため。その実態についても目を向ける必要があります。

- (1) 大学の在り方に関する調査研究課題の、私学法改正に伴う各私大・学園の寄附行為改正について把握し、批判的に検討する。
- (2) 国公立大学の運営と非民主主義的実態について調査分析する。
- (3) その他研究課題に即した研究会などを年1～2回行う。
- (4) 道私大教連からの委託事業などの成果を適宜発表し、情報発信と出版を行う。
- (5) 学術論文を『所報』ないし独自刊行物で掲載することが前回決まったため、編集員会を開催する。
- (6) 研究所の維持・展開のためにも、研究所の会員の拡大をはかる。特に国公立大学教職員の参加を呼びかける。

I .事業計画

1 .調査研究

- 1) 私立学校法及び大学設置基準改正をめぐる動向の追跡

私立学校法改正に伴う大学・学園寄附行為の改正動向について調査を行う。また設置基準の改正に伴う教員・職員組織の改編動向についても、引き続き事態の推移に合わせ調査を進めます。

- 2) 個別私大の調査

- ① 旭川大学の市立化の追跡調査

旭川大学は2023年4月に旭川市立大学となり、新学長が誕生しました。今後の学部編

成がどうなるか、追跡調査していきます。

- ② 北洋大学（旧苫小牧駒澤大学）、札幌国際大学、育英館大学（稚内）について
各大学と地域の関わり方とあり方、雇用条件に関する調査を行います。

3) 国立大学等の問題についての検討

国立大学法人の改正に伴う、大学統合等の運営体制に関する諸課題の検討、及び非民主的大学運営について把握するため、関係者から実態報告を行ってもらいます。

4) 私大助成についての検討

- ・今期は、私大助成の意義を検討します。昨年に引き続き、所得の実情調査を行う必要があります。
- ・助成金運動参加法人の財政問題の検討・家計負担調査についての取り扱いを検討します。
- ・学費値上げ状況の調査をおこないます。

5) 道私大教連・私大助成推進協委託の家計負担調査方式を検討します。

2. 研究(集)会・講演会

今期も引き続き、以下のテーマで適宜、研究会・講演会を開催します。研究集会については、総会時に年1回開催します。開催方法については、対面会議とリモート会議の併設を基本とします。

- ・大学立法と制度改編に伴う諸問題（継続）
- ・国立大学法人の諸問題（北海道大学化学研究室の実態、北海道教育大学のガバナンスに関する問題）
- ・札幌・道央圏での大学コンソーシアム起ち上げへ向けての報告と交流

3. 『ニュースレター』の第25号の発行予定

- ・年に最低2号の発行を予定しています（適宜発行を検討）。第25号は北海道大学・高専有志アピールの会主催第7回講演会野報告を掲載予定です。

4. 『所報』第4号の発行準備

今期も所報発行を計画し、準備します。

5. 組織拡大と財政

組織拡大を通じて、財政的な確立を果たしていきたい。今期は、コロナ禍のもとであるので、このような状況下でも参加できる会員の拡大を進めていきます。

- ・国公立大学教職員に参加を呼び掛けます。
- ・事務職員、図書館職員、法人の理事経験者、高専の方等、広く参加してもらいます。

6.理事会・事務局体制の強化

- 1) 理事会 年1回～2回程度行う予定です。
- 2) 事務局 適宜事務局会議を行います。
- 3) 編集委員会 適宜開催します。

II.2023年度予算案

今期の活動を推進するための予算を提案します。

2024年度道高等教育研究所予算案

科目	2023年度予算	2023年度決算(案)	2024年度予算(案)	備考
繰越金	1,014,336	1,014,336	1,138,185	
会費(小計)	245,000	150,500	225,000	
個人会員	45,000	10,500	25,000	個人会費
団体会員	200,000	140,000	200,000	私大教連・推進協(計18)、3組合
寄付金	0	0	0	
事業収入	0	0	0	
雑収入	5	9	9	
計	1,259,341	1,164,845	1,363,194	
会議費	15,000	0	15,000	理事会等会議費
事務費	0	0	5,000	事務用品・作業費
作業費	5,000	0	5,000	研究作業・活動費
調査費	100,000	0	150,000	書籍、調査資料等
印刷費	220,000	0	220,000	資料印刷、案内状等
出張費	0	0	0	教研、調査旅費等
事業費	80,000	26,660	80,000	会場費、講師料等
通信費	0	0	0	送料、切手等
予備費	0	0	0	
次期繰越金	839,341	1,138,185	888,194	
計	1,259,341	1,164,845	1,363,194	

注) 2024年度は、調査研究、研究会・セミナーを行い、適宜、ニュースレターの発行と、年度末には、研究集会と「所報4号」の準備をします。そのための予算案を計上しています。

III.理事・監事・顧問・研究員（案）

1. 理事・監事・顧問体制

2023年度時に2024年度までの役員を選出しましたが、記載が2023年度のみとなっていましたので、2024年度のみ役員を再確認します。

2024年度の役員について

【理事・監事・顧問・その他】

***代表理事** 姉崎洋一（北海道大名誉教授）、市川治（酪農学園大名誉教授）

***副代表理事(事務局長)** 山口博教（北星学園大名誉教授）

***理事・事務局員**

光本 滋理事（北海道大）・寺本千名夫理事（専修大学道短大元学長）・浅川満彦（酪農学園大）

***理事**

片山一義（札幌学院大）・湯本誠（元札幌学院大）・酒井春樹（元札幌大学）・小林守（元苦小牧駒澤大）・押谷 一（元酪農学園大）・清水池義治（北海道大）・大坊郁夫（北星学園大学前学長）・大屋 定晴（北海学園大）・米津直希（南山大）・大島雅明（全大教北海道）・田中邦明（元北海道教育大）・黒瀧秀久（元東京農業大）・間宮正幸（共育の森学園理事長）

***監事**

十倉 宏（元酪農学園大）

***顧問**

小山 修（元札幌大）・藤永 弘（地域経営未来総合研究所所長、元札幌学院大）・篠原昌彦（元苦小牧駒澤大）

***事務局員**

***研究員**

飯田梅子（元札幌大学）

2.事務局・研究体制・編集員会

事務局体制についても、理事等のメンバーのなかから、基本的には、2020年度と同じく、事務局を、事務局長中心に理事(監事)など4~5名体制とし、必要に応じて代表理事を含めた構成で取り進めることにしたいと考えています。所報に学術論文の掲載を行うことから編集員会を適宜開催します。

また、今期には、理事・研究員・会員と研究体制等の整備を検討していくことにします。

北海道高等教育研究所規約

(設立の趣旨と経過)

本研究所は、2015年5月22日、以下の趣旨に賛同する個人・団体によって設立された。

第Ⅰ章 総 則

第1条 設立の目的と責務

わが国の高等教育をめぐる情勢は、厳しく、高等教育関係者はもとより、関係する父母をはじめ多くの国民が、その打開に腐心しているところである。しかし、困難な条件のなかでも、真に学生・生徒のための教育再建を求める地道な努力が続けられており、関係者の声は日増しにそのひろがりをみせている。このような状況のもと高等教育・研究運動の前進をはかると同時に、北海道の高等教育、私学と教育の運動に寄与することを目的に我々はここに北海道高等教育研究所を設立する。

この研究所は、高等教育・研究活動の自主的・民主的な発展に寄与することを目的としたものであり、そのために高等教育活動の実践家と研究者の共同の活動をすすめ、高等教育の実践活動（高等教育・私学教育運動）の発展等に貢献することを最大の責務としている。

第2条 研究所の事業案内

研究所の事業内容は以下のとおりある。

1. 調査研究活動

研究と調査活動を、職場と地域の会員・会員団体の協力で日常的にすすめ、その研究を深め、交流をはかる。そのため、つぎの活動を進める。

- ① 研究例会・共同研究・研究大会を開催

年に2回程度の研究例会やシンポジウム、研究集会を開催すると同時に、共同研究やプロジェクトを組織して共同研究や調査活動に取組んでいく。年間の活動成果を反映できるように、最低年1回の研究大会を開催する。

② 受託研究・調査活動

会員内外の団体から調査・研究を受託し、プロジェクトを組織し活動を行う。

2 事業活動

会員・会員団体の研究・調査活動の経過とその交流を活発にし、その成果を普及するため、つぎの事業を進める。

(1) 調査研究事業

1) 自主的調査研究事業 2) 受託調査研究事業 3) その他

(2) 研究大会・集会、例会、講演会

1) 研究大会 2) 研究例会 3) 講演会

(3) 日常的事業

①調査研究、②情報誌「研究所レター」の発行、③所報「北海道高等教育研究」の編集、④出版活動、⑤講演会の開催や講師等の斡旋、⑥その他

3 組織活動

研究所の目的達成をめざして、その組織と活動を拡充・強化するために、会員の拡大と組織化を行う。

第Ⅱ章 組織と運営

第3条 本研究所の構成員と運営体制は以下のとおりである。

1.会員

会員は、研究所の目的に賛同する個人及び団体をもって組織する。

(1) 個人会員、(2) 団体会員に区分する。

2.運営機関

研究所は、運営に必要な機関として、総会、理事会、事務局、編集委員会を置く。また、必要に応じて、研究推進のために研究員を置くことができる。

(1) 総会は年1回、研究大会とあわせて開く。事業計画と、予算・決算の決定、2年に1度の役員の選出を行う。

(2) 理事会は20名以内の理事で構成し、代表理事が招集し、研究所の運営の基本を決める。

また、理事、監事、顧問の補充は、理事会において選任することができる。

(3)事務局は、理事会の下に置き、理事のなかから事務局長1名、理事等から事務局員若干名を選出し、研究所の日常的な業務の執行にあたる。

具体的には、①「研究所報」編集委員会、②研究・調査検討委員会などの専門委員会を置き活動を推進する。

③また、定期的な事務局会議と日常の事務処理や各種事業等の企画、組織運営などを行う。

(4)研究員は、必要に応じて、理事会において研究員を（トル）選任することができる。研究員の選任基準と手続き等は、別途細則によるものとする。

3. 役員・理事・監事・顧問について

(1) 理事会

理事会には次の役員を置く。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

尚、代表理事、副代表理事・事務局長等の理事も総会で選出する。

- 1) 代表理事 2名
- 2) 副代表理事・事務局長 1名
- 3) 理事・事務局員 若干名

- (2) 監事 2名以内

- (3) 顧問 若干名

第Ⅲ章 会計等

第4条 研究所の経費は個人会費と団体会費等によって賄う。

会費はつきの通りとする。

- 1. 個人会員 3,000円
- 2. 団体加入の構成員 1,500円
- 3. 学生・シニア 1,500円
- 4. 団体会員 1口 20,000円以上 (1口 20,000円)
- 5. 賛助会員 1口 3,000円以上

第5条 会計年度

1.会計年度は4月から翌年の3月とする。

2.毎年の決算については、監事による会計監査を行う。

第6条 研究所の事務局は事務局長の所在地に置く。

第7条 この規約の改廃は総会で行う。

附則 1 この規程は 2015 年 5 月 22 日から施行する。

附則 2 2017 年 6 月 16 日、一部規約改正

3 2019 年 6 月 22 日、一部規約改正

4 2021 年 9 月 5 日、一部規約改正

5 2022 年 10 月 1 日